

広島県告示第八百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年十月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道林御寺線	尾道市瀬戸田町林字小米山二三二七番一地从から 尾道市瀬戸田町林字小米山二三二八番一地从先まで	令和六年九月一七日